

的な代理店契約、そして保険募集委託契約があること、これを免許の条件として付すということにしておりますので、このような免許条件によって、郵便貯金銀行、郵便保険会社の郵便局会社への業務委託が長期にわたり担保されている。これも一つのビジネスのあり方を担保するものであろうかと思います。

その後は、郵便局ネットワークの重要性、新たな自前の店舗網やその募集中体をつくる。これは、銀行、保険にとって膨大なコストがかかりますことを踏まえますと、やはり全国一括の代理店契約が継続され、基本的には、これに基づいて、各郵便局において、コアとしての郵便以外に、引き続き貯金、保険のサービスが提供されるというふうに私は考えますけれども、それでも仮に過疎地などの一部の郵便局で貯金、保険のサービス提供が困難となる場合には、社会・地域貢献基金を活用して、地域にとって必要性の高いサービスの確保を図ることとしている。

これは、先ほど、お金もうけを中心について御指摘がありましたが、もちろん収益性を上げていただくことは重要でございますが、同時に、郵便局会社、郵便事業会社は、これは社会的な役割を担っているということで、それを果たしていくだけのような枠組みも同時につくておりますので、これは郵便局におきましてそういう形でしっかりとビジネスが展開していただけるものと思っております。

加えて、ネットワークは我々はやはり大変な資産だと思つておりますから、これを活用して幅広

い事業を営んでいただいている、経営もよくする、そして利便性も高める、そのような形をぜひ可能にしていきたいと思っております。

○伊藤（信）委員 ここで質問を終わります。

○二階委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、政府参考人として内閣官房内閣参事官羽村康弘君、内閣官房内閣参事官齋藤敦君、内閣府大臣官房参事官山本茂樹君、内閣府大臣官房会計課長大森雅夫君及び財務省主計局法規課長向井治紀君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二階委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○二階委員長 次に、五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 五十嵐文彦でございます。

私は時事通信社の記者をかつてしておりますし、もう三十数年国会審議を見てまいりましたし、永田町の取材それから霞が関の取材をしてまいりました。私の長い経験の中で、最も頭のいい政治家は、私は竹中さんだと思っております。大

変頭の回転の速い答弁をされます、それをもつて尊敬しているわけではございません。竹中さんは非常にうまく答弁をされるけれども、詐術、だましのテクニックが非常に駆使されていて、そういう意味で、まあ、何と頭のいい人だろう、こう思つてゐるわけですが、それによつて国民がだまされている面がたくさんありますけれども、私は、

なかなか許せないな、こう思つています。

その証拠に、まず申し上げたいと思いますけれども、過日、六月十三日の本委員会で同僚の辻恵委員が、六月二十四日付のフライデー、それから予算委員会、内閣委員会での質問をもとに、いわゆる参議院選挙の際のマル平マークTシャツ、これは、明らかに平蔵さんの平ということを意味している、公職選舉法違反の選挙活動ではないかという指摘をさせていただいたら、竹中さんのお答えが、「このマークでありますけれども、これはポスターや名刺などに使用したものではございません。」とまず来るわけですね。確かに、ポスターと名刺には使っていないらしいんですね。そして、このマル平は平蔵の平ではなくて、平和なんだ、平に和なんだ、こうおっしゃっている。それから、平成の平であり、平のサラリーマンの心がわかる政治だ、こうおっしゃっているんですね。平蔵の平を連想させるものではないということを強く主張され、かつ名刺やその他ポスターに使つていいからいいんだということを言われているんですが、出てまいりました。お手元にお配りした資料をおめくりいただきたいと思います。一ページ。

ここに現物がございます。これは、選挙期間中に、実は銀座のマリオン前で、竹中さんがいるところで、目前でスタッフがお配りになつた証紙がついています。証紙がついているのがおわかりになると思います。証紙つきのピラであります。これに、マル平マークの前掛けをした御本人が写つておりますし、そして、裏面を見ますと、鬼の

平蔵、仏の平蔵と書いてあります。これは明らかに鬼平犯科帳、長谷川平蔵さんを意識して、同じ平蔵なんだ、そして鬼の面と仏の面があるんだということを強調して、そのわきに御自身のマル平マークをつけた写真が載っている。これは明らかに平蔵の平じないですか。

これは、本委員会であなたがうそをおつきになつたということだと私は思いますけれども、そういうのではありませんか。

○竹中國務大臣 私がだましたとか、うそをついたとかいろいろなことをおっしゃいますが、そのようなことではございません。

まず、何度も申し上げておりますけれども、この丸と平という漢字は、竹中のシンボルマークではありません。Tシャツのデザインについてはこれをつくったスタッフによると、平和などをイメージしたもの、これは既に御答弁をしたとおりでございます。

お尋ねの写真ですけれども、これはビラの表紙とかに使つたものではございません。中折りの、スペースにすれば八分の一か六分の一定程度のスペースのナップ写真ですね。このナップ写真是三年前のお費者月間用に私が八百屋に扮した、八百屋に仮装したときに撮影したもので、これは、衣装はスタイルリストが貸し衣装として用意したものでございます。つまり、架空の八百屋の架空の屋号でございます。八百屋に扮したときにスタイルリストが用意した架空の八百屋の架空の屋号でございます。

「さ」いますが、当然、竹中家の屋号でもないし、  
ポスター、名刺にも使われていない。いずれにし  
ましても、この丸と平ら、平という漢字は、私の  
シンボルマークではございません。

○五十嵐委員 それでは、なぜ鬼の平蔵、仮の平蔵とわざわざお名前の方で入っているんですか。鬼の竹中、仮の竹中でいいではないですか。わざわざそのわきにマル平のマークが入っている。これは明らかにイメージとして平蔵を植えつけよう

とする選挙戦術としか思えないじゃないですか。これが許されるなら、例えば、私は五十嵐で、やりますから、マル五のマークをそちらじゅうで使つて、これは五十嵐ではなくて五輪なんだ、平和の象徴なんだ、オリンピックなんだ、こう言えれば何でも通つてしまふということになつてしまふ。こんなこと、許されるはずがないじゃないですか。それでは、平蔵の平は思いも浮かばなかつたんですか。マル平マークをスタッフがTシャツの後

るに使う。選挙、選舉のときに使う。それから、これをねつくりになるときに、平蔵の平は思いましたが、浮かばなかつた、そういうことなんですか。

○竹中國務大臣 まあ、鬼の平蔵、仏の平蔵。鬼の竹中、仏の竹中よりは、鬼の平蔵、仏の平蔵の方がころがいいから、そのような言葉を使つたんだだと思います。

繰り返し言いますが、この丸と平という漢字は私のシンボルマークではございません。

○五十嵐委員 そんな理屈が通るわけがないじやないです。明らかにスタッフに、みんなに平という字を使っていて、あなたのお名前的一部に、

繰り返し言いますが、この丸と平という漢字は私のシンボルマークではございません。

しかもそのお名前の方を強調するようなパンフレット、リーフレットをおつくりになつてあるんですから、チラシをおつくりになつてあるんですから。これは明らかに、お名前を連想させるためにこれをおつくりになつた、これはもう明らかですよ。これをシンボルマークではありませんと言いまして、張るところに、先ほど言つたあなたの詐術の巧みさがあるのかな。余り巧みとはこの場合思いませんけれども、そう思うわけでございます。

ほかにもいろいろなテクニックがございますけれども、先ほどの話でもそうでした。私が前にも質問しているんですね。損保と生保は違うんですけど。損保は短期の商品で、外見上、例えば事故があつたら事故証明が出ますし、傷がつきますし、これは損保代理店と契約して十分に仕事が成り立つ仕事です。しかし、生保はなぜ本社契約になつてゐるのか。これは一つには、疾病情報がやはり入つてくる、重要な個人情報が入るということもあるし、長期契約であるから、代理店が途中でつぶれたり何かすると困るということもあるし、廃止されたりすることもあるし、ですから、責任を持つために生保は独自に本社で契約をしている。それを一緒のことにして代理店で一括してやつたら、トラブルが起きたときに、一体お客様は窓口の会社がこう言つたがら、例えば、変額保険もありますけれども、これは窓口の人を信用して買ったんじゃないかと。そうすると、その後ろにいる簡保会社の社員は、いや、それはそちらの別の会社が勝手にやつたことであつて、私のところは

責任持てませんと。トラブルが当然起きるはずであります。窓口会社も、それは自分のところで責任を負えない、契約の本体はあの会社ですから会社へ行ってくださいと。

困るのはお客様なんですね。それから窓口会

社の社員が困ると思うんですが、そういうことが想定されるので、損保と生保を一緒に、損保は代理店が十分できると思いますけれども、生保についてはそう簡単に窓口委託契約なんかできないでしようというお話。いわんや、ほかのものと一緒にやることはできないでしようということをお話ししたけれども、そのときもお答えになつていらないんです。今でも、確實に伊藤さんの質問にお答えになつていない。

それは、官だから例えば安心がてきて、疾病情報といつたものは漏れないというような安心感があるけれども、これは民になつたらそうではないでしようということもあって、なかなかこの窓口会社というモデルは、一見いいようでいて実際にやつたら難しいですよというお話をしたけれども、十分にお答えになつていらないんですよ。あとはうまく会社の経営者がやるでしようとか、そういう逃げ方をするんですね。これも逃げ方のテクニックの一つだと思うんですが、そういうことを盛んに駆使される。

今のことについて、ほかにもたくさん実はお聞きしたいことがあるんですが、とりあえずお答えください。

○竹中國務大臣　今の御指摘、損保と生保は同じではない、「これは私は、五十嵐委員の御指摘は正

しいと思います。損保、生保、これは商品特性が違うところがありますから、そういう点はやはり十分に注意をして制度設計をしなければいけませんし、いろいろなルールを決めていかなければいけないというふうに思っております。

同じ問題、今言われた、生保の場合はやはり長期契約であつて云々というような話、これは銀行の窓口での販売等のときも、これは五十嵐委員にも委員会等で御議論をいたしましたんだというふうに思います。そういう点も含めて、これは当然、問題意識は我々持つております。

しかし同時に、これは損保よりは難しい問題があるというふうに思いますが、かといってこれは全くできないかというと、そのようには考えていいわけがござります。御指摘のような商品特性をしっかりと踏まえた上で、代理募集の仕組みがつくれるように、これは金融庁の方で御議論いただくこともあると思ひますし、我々もその具体的な指導をぜひしていきたいと思つております。

○五十嵐委員　ですから、それもこれから考えるんだということで逃げるんですが、実は、金融コングロマリット化とか、あるいは金融業以外の部分も含めて他業禁止を外していくというような事態になると、世界に類を見ない変な会社社会というか経済社会ができ上りますね。ですから、これを、何の心構えもなく、何の意思決定もないままに、金融コングロマリット化をやすやすと是とするような方針を一体どこで決めたんですか。そういうことをする前にやらなければいけないさまざまなかつ制度等の作業があるでしよう、手続もあ

るでしよう。それをやらないで、いきなりなし崩し的に、こういうところがありますから、金融コングロマリット化の方向だと、あるいは、いわんやその先の、何でもありの銀行優先社会をつくる方向に持つていただきたいことをやること自体が最大の問題だということを私は指摘をし続けてきましたが、その前にやはり、これも後でありますですが、詰めでおかなければいけないところがありますので、お話をさせていただきたいと思います。

盛んに言われている郵政民営化の広報をめぐる問題なんですが、昨年の十二月十五日にこの案が出されたという整理になつております。

私の、お手元にその十五日の提案書そのものの一枚目、二枚目だけお示しをしてありますので、見ていただきたいと思います。

有限会社スリード社と株式会社オフィスサンサラ、これ、大嶋さんという方がやられているんですけど、途中でおおりになつてこの仕事から抜けられたわけですが、共同提案という形になつております。これは私、全文持つております。提案書の全文を持つておりますが、この随意契約を、私どもは、これは会計法二十九条違反、そしてまた、最後のページから一枚目ですかね、載せておりますが、予算決算及び会計令の九十九条の六というのがあるんですが、これは、「契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上上の者から見積書を徴さなければならない」という規定もござります。

そして、会計法二十九条の規定は、平たく言えば、「これはよっぽどのことがない限り競争入札を

しなければいけない、一般競争入札が原則であると。緊急を要するときは少数の者で指名競争をしていいと。それから、随意契約もあり得るけれども、随意契約の場合は極めて限られているんだ。これは、緊急性と、ほかに競争がないという独創性といいますか、それがなければならんなどという極めて厳しい限定についているわけでござります。ところが、この両方にひつかけて、緊急性もあり、そして独創性もあるから随意契約をしたんだ、こういう筋立てに政府側はなっているんですね。

ところが、この十二月十五日の「郵政民営化・合意形成コミュニケーション戦略（案）」というのを最後まで読みますと、余り具体的な提案じやないんです、実は。インフォメーショングラフィックスという手法が使われている、これは極めて特殊な技法だから、これは特別でこのスリード社しかやれないんだというかのとき御答弁があつたと私は思いますが、私は、そうではない、まずその独創性の方も問題がある、こう思っています。私が、インターネットで調べました。そうしたら、インフォメーショングラフィックスというのにもう、今は二十一世紀ですけれども、二十世紀のときから出ていまして、本が何冊も出ています。それから、大学でも授業が行われています、インフォメーショングラフィックスの。ですから、かなりの人がこのインフォメーショングラフィックスという手法については熟達していますし、そこを開いても、そのスリード社の社長の谷部さんという名前なんか出てこないんですね。木村さんとい

う教授の方が第一人者として大変有名でありますけれども、谷部さんはこれに絡んで出てきたりはしておりません。そして、私が調べたところによると、極めてこれは今ポピュラーに使われている手法であることが判明をいたしました。これについて、今までの林室長ですか、あるいは中城準備室長ですかね、この手法が極めてユニークでここしかできないからここに随意契約をせざるを得なかつたんだという御答弁は、そのまま変更はないのかどうか、私の話を聞いた上でお答えいただきたいと思います。

○林政府参考人 お答えいたします。

今の五十嵐委員の御質問は、随意契約を結んだ理由の一つとして私どもが内容の斬新さということでインフォメーショングラフィックスなどを挙げているということについて、そうではないんではないかというお話をいますが、当時郵政民営化が、今もそうですが、それでも、最重要課題でありまして、それをタスクフォースとしてどうやって積極的に広報していくかということですやつてきました。

そうした中で、今お話しいましたように、これは私どもが十五日にも、先週の十五日でございますが、お答えしましたように、十二月十五日にスリード社からタスクフォースに対しまして企画が提案されまして、これは、通常の新聞、雑誌の媒体というものとは違う、斬新ですぐれたものと総合的に判断してこれを実施したわけでございま

す。

その上で、今のお話でござりますけれども、判

断に当たりましては、折り込みチラシという媒体が新聞に比べて保存され読み返される可能性が高く、また、精読率ですね、じっくり読むという率が高いと判断したわけでございます。また、さらには中城準備室長ですかね、この手法が極めてユニークでここしかできないからここに随意契約をせざるを得なかつたんだという御答弁は、そのまま変更はないのかどうか、私の話を聞いた上でお答えいただきたいと思います。

○林政府参考人 お答えいたします。

今の五十嵐委員の御質問は、随意契約を結んだ理由の一つとして私どもが内容の斬新さということでインフォメーショングラフィックスなどを挙げているということについて、そうではないんではないかというお話をいますが、当時郵政民営化が、今もそうですが、それでも、最重要課題でありまして、それをタスクフォースとしてどうやって積極的に広報していくかということですやつてきました。

そうした中で、今お話しございましたように、これは私どもが十五日にも、先週の十五日でございますが、お答えしましたように、十二月十五日にスリード社からタスクフォースに対しまして企画が提案されまして、これは、通常の新聞、雑誌の媒体というものとは違う、斬新ですぐれたものと総合的に判断してこれを実施したわけでございま

す。

その上で、今のお話でござりますけれども、判

てあるんです。至るところで目にするんですよ。

ですから、こんなことをやれる業者はたくさんいるんです。あらゆるところでやっているんです。

特に斬新とも思えません、これも。この手のものは毎日たくさん入ってきていますから、これは別に、ここでなければできないということはなかつたはずなんです。

もう一度お答えいただけますか。

○林政府参考人　ただいま申し上げたように、総合的に判断したということをさいて、もちろん、インフォメーショングラフィックスということにつきまして、そういうグラフなどを、そのままでなくて、よりわかりやすい形で表現するということで、政府広報としては珍しい方法といふこと。それから、今言いましたように、折り込みチラシという媒体自体が新聞に比べまして保存され読み返される可能性が高い、また精読率が高いと判断したわけでございます。また、今申し上げましたような、テリー伊藤氏のような、日々の政府広報に出演することの少ないタイプのタレントを起用する。そういう企画全体を総合的に勘案したと「う」とございます。

○五十嵐委員　ですから、中身について具体的な提案がそのときについたんですけど、なかつたんでしょうということ。インフォメーショングラフィックスについてはわかりましたよ。それについては、それを採用しましよう。それは確かに、谷部さんの御功績でそういうのが皆さんとのところに周知されたということはわかりましたけれども、しかし、具体的なチラシの内容についての御提案

ではなかつたんでしょう。

その証拠に、私が持っております私どもの調査によりますと、十七日には、あなたの方の間で、現在、どういう広報を実際に実施するかについて、どのような検討状況になつてているのかよくわからぬんですというような情報があなた方の中でやりとりされているんですね。これは、内閣広報室の方が、よくわからないんですけど、実ははわかならなかつたんじゃないですか。

私は、広報室を責めようと思つていません。広報室は抵抗したんです。その抵抗を竹中大臣周辺の方が無理やり抑え込んで、実は随意契約を持ち込んだというふうに認識をしておりまして、これは、広報室はコンプライアンスを守つて法律どおりにやろうとしたんですよ。その抵抗の跡がよくわかるんですね。どういう内容になつていてるかわかりません、こう言つているんですね。

ですから、十五日、この十七日の時点で、具体的なそのチラシの内容の提案がスリード社からあつたんですけど、なかつたんですけど。簡潔にお答えください。

○林政府参考人　この折り込みチラシの広報につきましては、十二月十五日に企画案が提出されました後、十七日にヒアリングを始め、連日精力的に打ち合わせを行つたわけでございます。

以上でござります。

○五十嵐委員　いやいや、これは谷部さん自身も、ラフ案を出したのは一月七日だと認めてるんだから、だめなんですよ、実は。これはだめなんですね。全くうそでござります。

それから、本当に責めたくないんですけども、

そのように私どもは判断して採用する「」としたものでござります。

○二階委員長　林広報室長、まだまだ答弁が続くようですから、近いところにおかけください。

五十嵐文彦君。

○五十嵐委員　私は、国会の場を侮辱されでは困ると思います。私どもはちゃんと調査しているんですよ。ちゃんと調査しているんですよ。

谷部さんとこちらから、スリード社から、私は谷部さんとこちらから実はラフ案が出てきたのは、一月の七日なんですよ。そうでしょ。いわゆるチラシの内容についてラフ案が出てきたのは、出せ出せと言われてやつと出てきたのは、一月七日だつたんじゃないですか。

○林政府参考人　どういうことでおつしやつているのか存じませんが、私どもは、先ほど申し上げましたように、十二月十五日に出たものから十七日にヒアリングを始めまして、その後、打ち合わせ、それからいろいろな電話のやりとり等も含めまして、精力的に検討したわけでございます。それで、斬新なものであるこれを採用すると「」とで、十二月二十八日に契約を考えたわけでござります。

一月の二十四日に準備室から広報室あてに、この案を採用してください、そういう要請文を出した

というふうにこの委員会に紙が出てまいりましたけれども、この日付も事実ですか、中城さん。

○中城政府参考人 前に御説明しましたように、この十二月二十四日の資料というのは、準備室から政府広報室に、このスリード社の企画についての政府広報をお願いするということで二十四日付に出したものでございます。

○五十嵐委員 それは、十二月二十四日付で出したのは確かにですが、この準備室からの要請文が出てきたのは一月の十四日のはずです。なぜならば、十二日まで見積書が出てこなかつたからです、スリード社から。出せ、出せと言つて、十二日に見積もりが出てきて、それも最終的な見積もりではありません。最終的な見積もりは何と一月の二十四日です。なぜか。それは、朝日オリコミ広告社から折り込みの見積書が出てこなかつたからですよ。

どうですか。これは、十一月の二十四日に決めて要請文を出したというのは、うそじやありませんか。

○中城政府参考人 申し上げておりますように、この十二月二十四日付の書類というのは、この決裁をつくるために、この決裁に必要な書類として、準備室から広報室に、こういう企画をお願いしたいということで、この付の書類をつくったという事でございます。

○二階委員長 ちょっと速記をとめてください。

[速記中止]

○二階委員長 では、速記を起してください。

五十嵐文彦君。（発言する者あり）

では、改めて、速記をとめてください。

[速記中止]

○二階委員長 速記を起してください。

○五十嵐委員 もう一回、事実だけ端的に確認をさせていただきたいと思いますが、それでは、スリード社からこのチラシに関するラフ案が出てきたのはいつですか。

○林政府参考人 お答えいたします。

私どもは、十一月二十八日にラフ案というのは既に説明は受けております。向こうから提出を受けております。一月七日にもそれと同じようなものが出ていたということかと思ひますけれども、さつき言いましたように、ずっと詰めている中で、十二月二十八日にラフ案が出ておったわけでございます。

○五十嵐委員 ごまかそうとして、お気持ちはわかるんですけれども、七日にも同じような案が出ましたという御答弁だつたんですね。七日にはラフ案が出てきたということは認められたんだと思いません。要するに、私の指摘したこと、ラフ案が出たのは七日でしょうというのは認めたんですね。

ただ、二十八日に出てきた案というのは、ですから、この問辯委員が指摘をした、朝の七時七分に来たメールなんですね。そのメールを実は皆さんのもとに今、お手元に資料でお配りしてあります。

これは個人情報が入っていますので、谷部さんの実は携帯電話も入っていたんですねが、消してあります。谷部さんから「うう」とを、岸秘書官と電話にてお話しすることができます。詰めているのは、岸さんとの間で詰めていたんですよ、実はなぜ岸さんとの間で詰めなきやいけなかつたかということも後でお話をしますけれども、そのときに、大体の話が、岸さんと詰めた中で、もともとはこれは、ほとんど準備室で用意していた案と同じです。準備室案なんですよ。(1)にテリー伊藤、(2)に村上龍氏と書いてあるのも、これは準備室がもともと、大臣の希望でこういう対談を入れたいということを言つてましたんです。

これはラフ案とは言えないと、だつて、ラフ案というのは、どういう絵柄で、どの場所にどういうのを内容で入れましようというふうに書き言いましたように、ずっと詰めている中で、十二月二十八日にラフ案ですから。これは、単に大まかな方針を書いて、それで大臣秘書官と話をしましたということの報告ですから。この朝七時七分に来たばかりですよ。

その中で、緊急性というのも書いてあるんですね。すぐ、きょうがタイムリミットです、そうでないと六日に用紙の手配ができませんということが書いてある。これは単に業者さんの都合なんですね。しかも、この業者さんの都合は、最初お話をひそかにしていたのは大日本印刷だけれども、断られてしましましたと、小さい会社だから。それで、急に凸版印刷と話をしなきやなりませんと。そこで、用紙の手配をするのに、タイムリミットですから、事実上の契約を早く急いでやつてください、年末にしてくださいと。これは業者さんの单なる都合なんですよ。何がタイムリミットなんですか、

これは、タイムリミットでも何でもないんですよ、実は。こういうものをタイムリミットというなら、会計法も先ほど紹介いたしました会計令も意味がなくなってしまうんです。そういういませんか。

この会計法の有権的解釈は実は財務省の主計局法規課が担っております。法規課長さん、この解釈は、私は、かなり厳密に緊急性というのは図られる、例えば災害があつたとかそういう、緊急性というのはかなり厳密に解釈されなきやならないと思いますが、いかがでしようか。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。

先生おっしゃるとおり、会計法の要件としまして、「緊急の必要により競争に付する」とができる場合」「随意契約によるもの」とされております。

ただしながら、個別の契約事例が随意契約によるための要件に該当するか否かの判断につきましては、会計法上、予算の執行を行う各省各庁の責任において判断されているところでございます。本件につきまして、契約の具体的な詳細を承知する立場にはございませんことを御理解いただきたいと思います。

○五十嵐委員 要するに、かなり厳密でなれどやいけない、そういうことで、広報室は慌てたんです。慌てたんですよ、これは要件を満たしていないじやないかと。特に、独創性というところについても自信がない、だから、どこで緊急性というのを出そうか。それで、後になつて無理やり十二月二十八日と、もう年末で日がないから用紙の手当でが間に合わないというところに目をつけて、

ここを緊急性の言いわけにしよう、こう考えてやつたわけですね。

〔速記中止〕

ですから、その次の八ページ目の資料をおめくりください。これは、想定問答はないと言つたのを後でありましたというふうに、うそをついたのを訂正されましたけれども、これもうそなんですね。いいですか、これは一月十九日ですよ。「井上秘書官より竹中大臣に本日午前おみせして、大臣の了解をえました。なお、想定問答の前提として、「スリード社からは、十二月十五日にラフな素案がでてきて、二十四日に、より具体的な案をもとに先方からヒアリングもし、二十八日に幹部まで了解をとつてゴーサインをだした、契約の日付も、二十八日までさかのぼつてもらう」という日付の整理になつております。」まさに白状しているじゃないですか。後から取つてつけた日付の整理だというのは、ここで明らかじゃないですか。

ただ、私が先ほどから申し上げておりますように、十二月二十八日にラフ案があり、そういうそれは、取り消させていただきます。

ただ、私が先ほどから申し上げておりますように、十二月二十八日にラフ案があり、そういうそれは、取り消させていただきます。

○中城政府参考人 十二月二十四日付の文書につきましてですが、これは作成はいつかという

でござりますけれども、この手続は決裁書につける資料でございまして、この決裁書は十二月二十八日付の決裁文書を作成する前につくったということです。恐らく一月の、ちょっと日程はわかりませんが、その時期につくられたものだと思います。（発言する者あり）

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○中城内閣審議官 再答弁を求めます。

私が申し上げたいのは、このお話をもととなつておりますラフ案、イメージ案でござりますけれども、それは十一月二十八日に間違いなく出ておつたということです。（発言する者あり）

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○中城政府参考人 十二月二十四日付の資料の事務手続を申し上げましたが、十二月二十四日にくられたのではないという点では、訂正いたしました。

○五十嵐委員 時系列で一応整理されたペーパー

がありましたよね。あのときに、この紙の日付だけわざと抜かしてあるんですよ。だからおかしいなと思うんですね。そういう「まかしをやろうとするから、ばれるんですよ。私どもはきちんと調べていますから。

もうおわかりになつていてると思うんですが、あなた方は私の資料がうそだと言わんばかりのことと言われていますけれども、これはやはりどこにでも義憤を感じる人はいるんですよ、アンフェアなことをやれば。これは違法性は阻却されます。完全に法に反したことやるのを告発するために情報を提供する方がおられるということだと私は思います。私は、かなりのものを入手しておりますけれども、十分に注意をしておりますから、決して正義に反するようなことをやりにならないということが大事だと思いますが。

そこで、なかなかお立場からはこれが内部資料だということをお認めになりがたいとは思うんですけど、ですから事実に即して話をしましようという話をしてるのであって、私が最初にお示しをした⑤の資料、スリード社からの資料、これはお認めにならないというお立場ですか。それとも、この内容が先ほど言つたラフ案と同じか違うか、そのことだけまずお伺いをしたいと思います。

○林政府参考人 御答弁申し上げます。

この⑤と今おつしやつたそういうことではなくて、ラフ案が、先ほどから私申し上げておりますように、十二月二十八日に、手がきの絵、イメージの絵であつたけれども出でてきているということ

で、今、中で話が、覚えておるものもござりますので、これは十一月二十八日にラフ案が出てきておることでございます。

○五十嵐委員 この私がお示しした文書の内容が事実と相違しているかどうかをお伺いしているんですね。これはいつものことなんですけれども、

要するに、当人しか知り得ない事実が入つていれば、それは事実なんですよ。例えば、大日本印刷と、断られて凸版印刷と調整をしているなんということは、本人以外にはわからないんです、そう

でしよう。

私は知り得ないんです、勝手にこんなものをつくれるはずがないんです。ですから、これは事実かどうかを確認させてくださいということを言つているんです。そうすれば、この文書が本物の文書かどうかおわかりになるでしようということ。

この事実は本物かどうか、「このラフ案」というものとこれは相違しているのかどうか、もう一度お答えください。

○林政府参考人 お答えいたします。

○一階委員長 林広報室長、林広報室長、答弁、きちつと質問に答えなさいよ。——いやいや、その前に、この資料はあなたの考へてることに合つているのかどうかと聞かれていることに対しても合つているとか。

○林政府参考人 私が申し上げておりますのは、ここにお示しになつてあるものとラフ案は違うわけでございます。このラフ案というものにつきましては、今から搜してお出しするようになつます。

○五十嵐委員 午後にまたこの質問を残します。

○二階委員長 午後一時から委員会を再開する」ととし、この際、休憩いたします。

○林政府参考人 今、十一月二十八日のラフ案、確かに来ておるのでございますけれども、あるかないかと言われましても、それはちょっと搜してみないとわからないということでございます。

今のラフ案についてのお尋ねでございます。これにつきましては、捜して出すように努力いたしました。

○五十嵐委員 今ここに、この私が示した資料の中に示された事実が、実際に室長が認識されている事実と相違するのかどうかをお答えください。

○林政府参考人 再度申し上げますけれども、ラフ案というのは絵がかかれているわけでございません。それで、おっしゃつておるわけではラフ案といふことは違うわけでございます。我々はラフ案について捜すということを今申し上げたわけではありません。

○五十嵐委員 今から搜してお出しするようになつます。

○林政府参考人 全部答えていないんですね。では、そのことについても聞きましよう。その手がきのラフ案は、どういう手段で来られましたか。直接来庁されて持つてきましたか。それから、そのラフ案を提出できますか。それから、もう一つの方に答えていませんから。

○林政府参考人 午後零時二分休憩

## 午後一時五分開議 ◇

○二階委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
この際、お諮りいたします。

各案審査のため、参考人として日本郵政公社理事斎尾親徳君、日本郵政公社理事伊藤高夫君、預金保険機構理事長永田俊一君及び全国銀行協会常務理事者藤哲君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として金融庁監督局長佐藤隆文君、総務省郵政行政局長鈴木康雄君及び法務省民事局長寺田逸郎君の出席を求める、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二階委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○二階委員長 質疑を続行いたします。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

政府広報室におかれましては、要求した資料を短時間におそろえいただきまして、ありがとうございます。

これを見せていただきましても、これで大体幾らぐらいかかるとか、写真にどれぐらいかかるか、難しいと思うんですね、この最初のラフ案を見ますと。これは、ある意味では、ほかのところに発注してコンペをする時間もあつただろうし、これだったら当然コンペできたと思いますね。

本来ならばコンペをし、相見積もりをとつて競争させるというのが筋だと思いますが、もう一度言いますけれども、これでほかにかわりがないと、いうことをどうやって御判断されたんでしようか。

○林政府参考人 お答えいたします。  
今、十二月二十八日のラフ案がお手元にあると思いますが、そういうラフ案をお手元にみると、いろいろな議論を積み重ねてきたわけでございます。

十二月の十五日、いや、厳密に言うと十七日以降でございますが、その中で、先ほどから申し上げますように、インフォメーショングラフィックを政府広報に使うというようなことについての斬新さ、我々はそれを買って、十二月二十八日にはそれを契約するということで合意に至ったということです。

○五十嵐委員 ですから、答弁になつていないんですよ。

インフォメーショングラフィックス自体は極めてありふれたものだ、これを使える業者さんはたくさんいる、現実にちまたにあふれているということを私は先ほど御証明申し上げたはずです。ですから、インフォメーショングラフィックスを理由として、ここしかないというのはおかしいじやありませんかという論理になつていてるんです。

ですから、このラフ案だと、極めて簡単な手書きの案ですね。これだけで、これしかないという

なければ会計法、会計令に違反するのではありませんかということを言つておるわけですね。それについての御説明がないんですよ。

○林政府参考人 お尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、インフォメーショングラフィックはやはり私どもにとって新しい手法ということでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、そういうことだけではなく、折り込みチラシという媒体が新聞に比べて保存され、読み返される可能性が高い、それから精読率が高いと判断したと。それから、今言いましたように、テリー伊藤さんというような、日ごろ、政府広報では出演することの少ないタイプのタレントさんを起用する、そういうことを総合的に勘案したということを申し上げておるわけでございます。

○五十嵐委員 うそにうそを重ねていますね。あなたの自身の部下が、「にっぽんNOW」という折り込み媒体があるじゃないかということを言つているんですね。そういう事実がございます。

それから、テリー伊藤さんは谷部さんと直接関係があつたんですか。テリー伊藤さんは、むしろ竹中さん周辺の御関係じやないですか。

○林政府参考人 今おつしやつたようなことは、私はそういう認識ではございません。

本当にテリー伊藤さんという方が、やはり政府広報はややかたい部分があるということでちょっといつも気にしておるんですが、テリー伊藤さんのような方は、こういうのに出演していただける場合には非常に少ないタイプのタレントだ。まさ

に私は、それですと部下とも話しておったわけでございます。

○五十嵐委員 答えが半分しかないんですね。

私どもが言つてるのは、ですから、テリー伊藤さんは谷部さんルートでなければ得がたい、そういう話だつたんですか、そうではないでしよう。テリー伊藤さんを強く推されたのは、竹中さんないし竹中さんの周辺の方々、その秘書官とかあるいは準備室かもしません、そういう方々のルートだつたんではないですかということを申し上げているんです。

○林政府参考人 そういう認識は本当にございません。

申しわけございません、やや政府広報にしては珍しいタイプのタレントということで私はいいんじやないかと思つておつたわけでございます。本当にそれに尽きます。

○五十嵐委員 それから、幾つか言つたので私が悪いのかもしませんが、折り込みというのも斬新だつたというふうに今言われたけれども、折り込みは「にっぽんNOW」という折り込みを、やり方としては古いやり方の折り込みでありましたけれども、そういう折り込み媒体、いわゆるフライヤーといいますけれども、折り込み媒体も既に政府広報室はお使いになつていただんじやないですか。ですから、そのこと自体が斬新だというわけではないでしようということを申し上げているんです。

○林政府参考人 繰り返しになつて申しわけござ

いませんが、そういう折り込みチラシという媒体が、新聞に比べて、保存され、読み返される可能性が高いということ。それから精読率が高いと判断されたこと。それだけでもございませんし、インフォメーショングラフィックスということだけではございません。また、テリー伊藤さんとということだけではございません。そういうことを全部総合的に勘案した、そこでいい案であるということを採用するということを申し上げたということでございます。

○五十嵐委員 だから、それがスリード社と結びつくるものじやないでしよう。テリー伊藤さんを使いやり方を、あるいは電通なり博報堂なりだつてできたでしようし、ほかの広告会社もできただつて。折り込み媒体を使うということの、ほかの編集プロダクションでもほかの広告代理店でもできただでしよう。ですから、コンペをするのが当たり前じゃありませんかということを言つているんです。

そのことについては、なぜスリード社なのかと云うことが全然はつきりしないし、会計法あるいは会計令に違反しているんじゃないですかということを言つてはいるんですね。ほかの選択肢がどうしてなかつたかという説明を十分にされていないと思いますが、いかがですか。

○林政府参考人 今、五十嵐先生のお話はそういうことかと思いますけれども、私どもは、この企画はスリード社だからこそできたというふうに理解しております。

○五十嵐委員 答弁になつていませんね。で

は、先を続けます。

先ほど、午前中の質疑で申し上げましたけれども、私が指摘したこの事実関係、大日本印刷に断られたから、ですから慌てて凸版印刷と協議を始めたところで、そこで急に間に合わなくなつて、六日に用紙手配をしなければいけないから二十八日の実質契約が必要である、こういうことになつておつたわけですが、この事実関係はお認めになるのかならないのか、もう一度お答えください。

○林政府参考人 お答えいたします。

印刷のルート、それから、そういうことにしてもいろいろ努力をしているんだというようなことは聞こえておつたと思いますけれども、もうそれには尽きますが。

○五十嵐委員 全く不誠実なんですね。それでは、これは、印刷は凸版印刷だつたんですか、なかつたんですか。それはわかるでしよう。

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員長 速記を起してください。  
林大臣官房政府広報室長。

○林政府参考人 凸版ということでは、凸版印刷でやつたということについてはそのように記憶しておりますが、今言いましたように、いろいろな印刷という可能性は考えて業者として努力しておられたのかなと思いますが。

○五十嵐委員 要するに、こういう経緯は、私どもは確実な情報がなければ手に入れられない情報なんですね。当事者でなければわからない情報解しております。

したがつて、かなりこの谷部さんからのメールというのには信憑性が高いものと御判断をしていただいている、一般の方には結構なんだろうと思われます。その中に入っているのは、岸秘書官と電話で、これは二十八日のメールですから、二十七日に電話でやりとりをして決められたということが書いてあるんですね。それをむしろうのみにしてこの実質合意というものがなされた。その中身は、六日用紙を手配しなきやいけないというデッドラインが設定されている。だけれども、実際にそれは本当のデッドラインではないでしよう。デッドラインではないんだと思うんですね。その逆算が、二月の六日までに予算委員会の実質審議が始まる。それまでにフライヤー、折り込みチラシを千五百万部まかなければならぬから、逆算すると六日の用紙手配が、これがデッドラインだと。これが緊急性のもとになっているわけですね、主張されるものになつてている。

だけれども、その二月の六日の予算委員会の始まる前のチラシ配布が絶対条件だということ自体が恣意的な要件であつて、物理的な、客観的な制約要件ではないわけですね。なぜなら、国会も開かれていませんから、大体、予算委員会がいつから始まるか、実質審議がいつから始まるかなんて決まっていないわけです。この時点で決まつてゐるわけがないわけです。ですから、そのこと自体が、緊急性がないという証拠になるのではないでしようか。

どうして二月の六日から逆算して一月の六日の用紙手配がデッドラインだということを認定され

たんでしょうか。「これは、本来ならば会計課が通らないと思うんですが、どうでしようか。実際に、そのことについて政府広報室は抵抗を示されたんじゃないですか。

○林政府参考人 私どもとしては、一月の六日といいますか、一月の末、二月の六日、そういうところまでにということが必要であり、それに間に合わせるために、年末年始を挟むわけでござりますので、それでその後、千五百万枚の印刷、それから折り込み配布という手順を見込んで、そういうことで十一月二十八日に実質的な契約をしたわけでございまます。（発言する者あり）

○二階委員長 答弁中はお静かにしてください。

○五十嵐委員 答えになつていません。

ですから、六日に必要だということは、業者さんのことをうのみにしたデッドラインなんですね。そうじやないんですか。業者さんが、スリード社が六日に用紙手配しないとだめなんですと言つたことが、この二月二十八日実質契約合意の根拠なんですね。もう一度、お答えください。

○中城政府参考人 お答えを申し上げます。

○郵政民営化に係る広報につきましては、郵政民

営化の基本方針について政府は説明不足であると、いうような指摘がありましたし、広報を通じて国民の声を聴取して法案作成に反映させたりして実施しているところから、できるだけ早い時期に広報が求められるということで、国会で本格的な議論が始まる前に実施する必要があるというふうに考えていましたところであります。そういうことで、チラシについても二月上旬までに実施したいというふうに考えていましたところでございます。

○五十嵐委員 そうすると、竹中さんは指示はしないけれども、準備室の方で二月の上旬までにまくことが必要だという判断をし、それがデッドラインになつたということだと、今の答弁は、重ねるとそういうことになるんだと思います。

竹中さん自身は、岸秘書官が實際にはスリード

いと思います。

竹中大臣が、二月の六日までにどうしてもそのフライヤーを、チラシを配布することが必要だ、そういうそこのデッドラインを設定されたのは竹中さん御自身であります。

○竹中國務大臣 デッドライン等々について、具体的な指示等々をしたことはございません。

○五十嵐委員 では、何で二月の六日までにまかなければならぬということが出でてきたんでしょ

社との御連絡をやっていたわけですから、テリー伊藤さんとの対談が入るとか、二月の六日までにまくためにこういうスケジュール調整が必要だということは知っていたわけですね。

○竹中國務大臣 私の秘書官のことがいろいろ出ておりますが、秘書官、政務秘書官やその他事務方から確認したところを申し上げたいと思います。まず、広報はできるだけ急ぐというのは、これはもう基本方針を決めた後からの幅広い政府内部での合意であった、できるだけ早い方がいいというのは、そういう合意があつたというふうに思ひます。

それで、谷部さんにつきましては、私が聞いております範囲では、既に十二月の半ばころから事務方と企画の内容を議論して詰めを行つていたと聞いております。十二月二十日ころか二十日過ぎだったと思いますが、私のところで、このフライヤーをやりたいということ、そして、ついては私に出てくれないかということ、これは大臣室で説明がございました。私は、それはおもしろいね、出るよということを申し上げました。これは既に御答弁をしているかと思ひます。

その後でございますけれども、二十日過ぎの会議で私が出るよというふうに申し上げてから、いろいろこれは事務的に一生懸命詰めていたのだと思ひます。それで、谷部さんから私の政務秘書官には二度ほど電話があつたと聞いておりますが、年の瀬も迫っていることから、谷部さんとしては、準備室の事務方ともよく相談をした、そしてその相談の上で、出演者である私の感触、私の側の感

触を、以前からたまたま谷部氏が面識のあつた私の政務秘書官に確認の電話をしたということです。これが最終的にテリー伊藤さんということで、先ほど言いましたように、私どもとしては、政府広報として斬新であるということの要因の一つでございます。

内容は、対談相手はだれがいいと思うかということが第一点だつたと聞いております。スケジュールは事務方と相談しているようなテンポでいいかということであつたと聞いております。そして、非常にポジティブなイメージのインフォメーショングラフィックスでいきたいけれども、いいかということであつたと聞いております。この点に関して、私の政務秘書官は、大枠としてはそれで問題ないと思うから事務方とよく相談してほしいということを伝えた、そして対談相手については、テリー伊藤さんはよいのではないかという示唆をしたということです。

その後、政務秘書官から私に対しては、そのようなりとりがあった、対談相手としてはテリー伊藤さんがいいと思うと伝えたという報告を私はもらいました。私はその報告を、それはいいんじやないかというふうに受けたということです。

○五十嵐委員 先ほどの答弁とちょっと違いますよね。最初からテリー伊藤さんでなきやならないようなことを谷部さんは言つていた、「こう言つていた話なんですが、最初からの提案で。そうじやなくて、対談相手はどなたがいいですかと言つたら、大臣サイドの方からテリー伊藤がいいのではないかと示唆した。こういう今の答弁ですから、そもそも食い違つているんですね。それはどうい

○林政府参考人 テリー伊藤さんは一番初めのころから候補の一人としては挙がつていたわけで、それが最終的にテリー伊藤さんということで、先ほど言いましたように、私どもとしては、政府広報として斬新であるということの要因の一つでございます。

○五十嵐委員 ですから、大臣の方からかなり、大臣というよりは、むしろ準備室の方がかなりおぜん立てをした内容なんですね、これは。ですから、実は政府広報室の皆さんには、こういうやり方では危ないということで、かなり抵抗やちゅうちょを示されているんです。

政府広報室から郵政民営化準備室あてに担当者のメールが行つているんですけども、その中に、折込ちらしの件も、政府広報室としては、あえてニッポンナウがあるのに、全くあたらしいどこの馬の骨だかわからんところと契約するときにきめる場合は、それ相応の責任をとつていただく必要があるし、会計課に対してもつような説明ぶりは当然準備室できちんと準備していただくことになります。また、S社だと時間がかかりそしあだからって急にあとから「ニッポンナウ」を大至急なんとかしろ、なぞとまかりまちがつてもいうことはないようにしてください。こういうメールが準備室あてに広報室から出ているんですね。

要するに、抵抗しているんですよ、余りにもひどいじゃないか、これは会計課に説明がつかないじやないかと。だから説明がつくよう日に付等のつじつまを合わせてくださいね、あるいは、緊急

性と独創性のつじつまを合わせてくださいね、私どもの方は責任が持てませんよ、こういうメールが出ているんですが、これは事実と違いますか。

○林政府参考人 個別のことと申しますより、先ほども申し上げましたように、十二月の十七日にヒアリングを始めまして、そのときに、タスクフォース、その中に準備室、私ども両方のスタッフがいるわけでございます。その中でよいものをつくるためにいろいろな議論が闘わされた。

その中に今のようなものがあるのですれば、それは、感情的なもので、言葉自体好ましくございませんけれども、いろいろな面から検討していったということは事実でございますので、今の、何といいますか、非常にいろいろな面から検討しておつて、その中にはやはり意見の違いも経過的にはあつたというようなこと、それは私もある程度あつたというふうには思いますけれども、結果的に、先ほど言いましたように、斬新であり、私どもの政府広報として適當であるということで契約をしたわけでございます。

○五十嵐委員 何言つてているんだかさっぱりわからない答弁ですね。聞いている皆さんもわからないでしよう、今の答弁じや。

要するに、なぜこういうことになつたのか、私もなかなか推理が難しいんですよ。これは広報の仕組みに原因があるんじやないかなと思うんですね。

広報予算というのは、大体大枠を決めて、政府の重要な課題ですから、郵政の改革、郵政民営化についてはこのぐらいの枠をどううと枠取りを最初

からしてあったのではないか。かなり安定的なところに、例えば電通に枠取りがしてあった、その枠取りを途中で変えなきやいけないので、ども、余り実績のないところには、発注して、後で責任がかるるようなことはしたくない、こういうことだと思うんですね。そうだと思うんですよ。ですから、その電通の持ち分を引きはがすにはそれ相応の理由が要る、また力也要る。つまり、竹中さんなり、竹中さんにかわる代理の方が電通と話をしなければ、そことのところの話がつかないじやないか、こういうことなんだろうと思いますね。

私は、デマーケーションという言葉を初めて知りました。デマケというの、これは広報の用語だそうですね。広報の用語で縄張り分けという意味だそうです。そして、このデマケをして、多分その岸さんがしたんだろうと思いますが、岸さんがして、電通からその持ち分を分けたということなんだろうと思いますね。

そのことが、後ろの方に、資料についておると思いますが、郵政民営化広報プランというの、十四ページの資料をごらんいただきたいと思うんです、これは電通から送られてきた資料なんですね。

確かに、今五十嵐委員からお話をありましたように、私どもは、重要な広報に使う、そういうお金がございます。しかし、初めから枠取りがある特に電通の持ち分とかそういうことは全くございません。確かに電通は業界で一番大きいですから、お話を聞くというようなこともそれはありますけれども。それで、ちょっとと私、この紙 자체、今あれでございます。

それからもう一つ、これに関連するので、ちょっとあれでございますが、デマケという言葉は、広報用語ではないデマケというか何かは聞いたことがありますけれども、私は、広報室でデマケという言葉は、広報室長ではございますけれども本当に知りません。ただ、今五十嵐委員がおっしゃったような意味で使うということであれば、そなのがもしませんが。

それで、ですから、ちょっとと私も、もちろん個別があれですけれども、これは、電通の何かと言われても、本当に私は記憶にございませんし、それはいろいろな提案は出てくることはもちろんあるわけですが、本当に私、それしか……（発言する者あり）

以上でございます。

○二階委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○二階委員長 速記を起してください。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 記憶をよみがえらせていただきたいんです。

これは一月十一日に来た資料だと思つんですよ。

電通から送られてきた資料です。電通から送られた資料が、広報全体、政府の広報全体に渡つていいと思うんですが、「これに覚えがないんですね」か。

○林政府参考人 お時間をいただいて、調べたいと思います。申しわけございません。

○五十嵐委員 いやいや、これ重要なんですよ。この書類に、今調べたいと言っていますが、これに付随している短い文書がありまして、その中に、「なお、この中には知識人対策の五千万は含まれていません。」という言葉があります。この知識人対策というのは何でしょうか。

この知識人対策の五千円というのは何でしょうか。御存じないですか。（発言する者あり）

○二階委員長 速記をとめて。

[速記中止]

○二階委員長 速記を起してください。

林政府広報室長。

○林政府参考人 今の件につきましては、お時間いただいて早急に確認したいと思ひますので、お時間いただければと思います。

○五十嵐委員 要するに、非常におかしな処理がされているということは、今まででも明らかになつてきていると思うんですね。

○五十嵐委員 要するに、非常におかしな処理がされているということは、今まででも明らかになつてきています。まず、日付が、デッドラインとなるものが、二月の六日までにとにかくまかなきやいけないといふことは、意的的な、主観的なデッドラインであります。「こういうことで緊急性が認められるのであれば、どんな予算でも、これはコンペなし、相みつなしで、随意契約でできてしまふ」となる

のではないでしようか。緊急性の範囲というのを非常に広く解釈しているというふうに見えますが、そういうことはないんでしょうか。改めて、それでは法規課長いらっしゃいますか。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。

緊急性につきましては、いろいろな場合がござりますが、個別の契約事例が随意契約によるための要件に該当するか否かの判断につきましては、予算の執行を行う各省各府の責任において判断することと会計法上されております。

本件につきましては、具体的な契約の詳細を承知する立場にないことを御理解いただきたいと思います。

○五十嵐委員 ちょっとと待つてください。要するに、緊急性は個別に判断するんだと言うけれども、こんなに先の話を緊急だということはあるんですか。

か。

しかも、実際には第二弾が用意されていて、第二弾は三月か四月にまくことになつてきました。村上龍さん相手に第二弾をやることになつていていたんでしょう。合計三億円だったはずなんですが、一億五千万円ではなくて。第二弾は都合でやめられたんです。第二弾は、ですから、コンペしないと緊急性にひつかかるから多分やめたと思うんですね。

○向井政府参考人 契約につきましては、本来、その契約をされた日付にやることが本来のあるべき姿だと思います。したがいまして、一般論を申し上げれば、さかのぼることは好ましいことではないと思います。

ただ、国の契約につきましては、森羅万象、種々ございます。その個々の具体的なものにつきまして、さかのぼる合理性のあるものもあるのですから、さかのぼったからという一言をもつて違法だとは言えないと考えております。

○五十嵐委員 私、それもちゃんと法規課に聞いて確かめているんですよ。

さかのぼることができるのは、例えば物理的な要素です。契約に郵送を使って、その郵便のやり

私たち、会計法の制度は所管してございますが、その会計法上、個々の契約につきましては、各省各府の長が責任を持つて判断することとされござりますので、詳細を承知する立場にはないことを御理解いただきたいと思います。

○五十嵐委員 個別のことを言つていないです。一般論として、こんなに緊急性の解釈が幅広くていいんですかということを申し上げているんですから、あるいは前例があるんですかということを申し上げているので、これはおかしな法解釈だと思います。

それから、もう一つ重大なことは、これはやはりさかのぼつてある点ですよ。さかのぼつてしまふ。こんなにさかのぼることが認められるんですね。さかのぼりについて、じゃ、改めてお伺いします。

○向井政府参考人 契約につきましては、本来、その契約をされた日付にやることが本来のあるべき姿だと思います。したがいまして、一般論を申し上げれば、さかのぼることは好ましいことではないと思います。

とりの期間、これはさかのぼる「う」とが可能です。それから、四月一日に一斉に各省庁で清掃等をする、そういう多量の契約を一遍にやるというときは、そんな集中的にやれませんから、合理的に、後からさかのぼつて四月一日契約に直すというようなことがあります。

しかし、こんなに長期にわたつて、理由なくさかのぼるという例はないはずです。どうしてこんなことが認められるんですかねと言つたら、不思議ですねと法規課の担当官は言わされました。不思議です、いろいろ疑問がありますということを法規課自身が言つたんですよ。これは、不思議ですねと言つたんが精いっぱいだったと思うんですけど、これはかなり違法性が強いということだと思いますが、いかがですか。

○向井政府参考人 お答え申し上げます。

一般論でございますが、基本的には、先ほど申し上げたとおり、その日付でやるのが原則でござります。特に、長期にさかのぼるのは必ずしも好ましいこととは思つてございません。

○五十嵐委員 先ほども言いましたように、最終的に、朝日オリコム社、これは朝日新聞の関係会社のようですが、実は、朝日オリコムが折り込みの見積もりを出してきたのは一月の下旬なんですね。ですから、相当さかのぼつてているんですよ、これは、めちゃくちゃなさかのぼり方なんですね。ですから、これは異常なんです。何でこれほど異常なことをしなければならないのかというのは、不思議でたまらないんですね。

それから、先ほど言いましたように、デッドラ

インも延びました。事実上デッドラインはなかつたと同じなんですね。二週間延ばしちゃつたんですね。

そのときにいろいろな問題が生じました。そのことは、資料の十三ページを「らんください」。これは役所の中でいろいろ問題点を、さすが役所ですね、整理したんです。

これはなぜ延びたかというと、二月の三日に自民党的総務部会で、決まってもない、法律もできてもいないのに宣伝するのはけしからぬという決議が出たからでしょう。自民党的皆さんのが良識を發揮されて、こう言つたんです。

それで、迷つたんですよ、一月の六日に予定どおりましていいか。それから、文書の内容も今までどおりのバラ色案を出しているものですから、与謝野政調会長さんの方から、いや、先細り論で統一しろ、こう言られて、先細り論に変更するかどうかというのが政府部内で問題になつたんですよ。それで、修文をするかどうか、延期をするかどうかの問題点を整理したのがこの十三ページの表でござります。

これは政府部内の検討でこういうことになつたんですが、この検討は、これは政府の中から出たものではないと言い張られますか、それとも、これはどうも政府部内で検討した経過と一致するとお答えになりますか。

○中城政府参考人 この資料は、事務的に事務官が何か考え方を整理したものであるかと思いますけれども、五十嵐委員が言われたような、要するに、延期するかどうかということについての事務

的な議論があつたということだと思います。

○五十嵐委員 要するに、この資料を事実と認めたということですね、今のは、そういうふうに解釈できると思うんです。

ここでは一番問題になるのは、倉庫保管料ですよ。何しろ千五百万部ですから。二月六日に千五百万部を印刷させてまく予定だったのが、二週間とめ置かれて、これは三週間かけないといろいろ変更ができないというお答えが事務方から上がつてきただけで、これは竹中さんが決断で、もとの文章のまま、修文もしないでまいてしまえということです、二月の二十日に実はチラシ配布をすることにしたということなんですが、それで間違いありますか。そういう経過だったと覚えておられますか、竹中さん。

○竹中國務大臣 いろいろな議論をしているなかで、広報をどのようにやるか、当時確かにいろいろな御議論があつたというふうに記憶をしております。

最終的には、国民に民営化があたかも立法府を含めた国全体として決定したかのような誤解を与えることのないようにすべきだという御議論がありまして、それで、配布に先立つて、念のため、順次、新聞突き出し広告によりまして、今、これから立法過程に入るんだというような趣旨の広告を出した。これは、政府内で話をして、そのように決めたということを記憶しております。

○五十嵐委員 言いわけをするために先に別途新聞に突き出し広告を出すという、珍妙というか奇妙きれつな予算のむだ遣いをしているわけです

よ、これは、これは大変おかしな、そこまでしてこまをするかという話だと思うんですけれども、そういうふうに、竹中さんの顔を立てるために、わざわざそういう予算の支出の仕方をしたんですねが、倉庫保管料はどうしたんですか、結局、倉庫保管料はどうなりましたか。おわかりになりますか。これはどちらが持つたんですかね。

○林政府参考人 今の、保管料ですか、それは払わずには済んでおります。

○五十嵐委員 表上は折り込み会社が持つたことになっているんです。三月二日に支払いは全部、当初計画どおりに予算支出がされております。確かに、保管料は入っていない。

でも、保管料は相当な額に上りますから、つまり、この保管料を折り込み会社が持つてももうかるということであれば、最初の見積もりがいいかげんであったということなんですね。つまり、業者さんの言いなりに随意契約したから、そういうことができた。最初は、だつて、二週間分の保管料を予定していないんですから。要するに、その分は本当は利益に乗っていたはずなんですね。

ですから、それを折り込み会社が持つたとすれば、これは王手飛車とりみた的な話なんですが、最初の契約がいいかげんであった、国費のむだ遣いであった。どうして契約し直して保管料を政府から正式に支出しなかつたのか、わけがわからぬのですよ。これは、だから最初の随意契約が、随意契約というのはいかに危険なものかということの証明になるんですよ。いかがですか。

○林政府参考人 今、見積もりが、審査をちゃんと

としていなかつたんではないかという趣旨のお尋ねでございますが、私ども、ちゃんと審査して払っております。

○五十嵐委員 だつて、きちんととしたラフ案が一月七日まで出てこなかつたということを先ほどお認めになりましたし、見積書も一月十二日になつてやつと出してきた、しかも、一番肝心な折り込み料の見積もりは一月の下旬まで出てこなかつた、こういうことなんですか、これはちゃんと審査したとは言えないんじゃないですか。それはもう明らかなことだらうと思いますよ。

ちゃんと審査したというのはどういうことなんでしょうかね。

○林政府参考人 先ほどからお答えしておりますように、私ども、十二月十五日に企画案が提出され、十七日にヒアリングを行い、年末まで精力的に向こうと情報交換をして、それで詰めてきたわけでございます。その中で、どのくらいのお金がかかるかということは当然ながら把握しておりますので、それはきちんとそれでやつたわけ

後でさかのぼつて契約書ができたわけですから。そのかわりに、一月の六日に業者さんを谷部さんは広報室に連れていくているでしょう、二人。連れていくているでしょう。そこで、間違いなく私の後ろには政府のお墨つきがありますからこの話は進めて大丈夫ですねとということを証明していますよね。どうしてそこまでサービスするのかわかりませんけれども、スリード社が連れていった二人の業者さんに面会して、確かに実質合意ができるから大丈夫ですよということを一月の六日にしているんじゃないですか。

○林政府参考人 お答えいたします。

私は、お答えしておりますように、十二月二十八日に両方契約の合意に達しておるということで、一月六日と、そういうようなことではございません。一月六日は、むしろ、年明け早々に紙を確保するという意味での一月六日でございます。十二月二十八日に実質的な契約の合意に達しておったわけでございます。

○五十嵐委員 一月の六日にスリード社の谷部社長が二人の業者さんを政府広報室にお連れになつて、確かに契約が成りそうですというお話を、証明して、政府広報室の方でしてあげたはずですが、れども、そういう事実はないと言つてますか。

○林政府参考人 今のお尋ねでございますが、一月六日にスリード社が二人の業者の方を広報室に連れてきたという話でございますけれども、私は会つていないと思います。ただ、部屋に連れてきたというような意味の御趣旨であれば、ちょっと確認はいたしました。

○五十嵐委員 結局、正式な契約書がないのに、やみからやみへ随意契約でいいかげんなことをやり、そしてその日付も、これは公文書ですから、おかしいんですよ、「こんなに長期にわたってさかのぼるなんということは。これが通るんだつたら、本当にみんな随意契約でできてしまうということになるじゃありませんか。」

私は、このことは非常に重大な法令違反だと思いますから、これは国民の大切な税金を勝手にむだ遣いが官ができるという仕組みをみずから、自分たちで白状しているようなものですから、これは大変重要な問題だと思います。このことは、引き続き同僚議員も含めて追及をさせていただきたいと思います。

もう一つ、これに関連して重大な疑惑が竹中さんには浮上してまいりました。それは、二月に P.H.P. から出された郵政民営化の竹中さんの御著書でございます。

この御著書について、これは、当然忙しい方ですから、口述筆記をされてつくられているんですね。この口述筆記代を、これはいわば編集料ですね、どこから出すかということで政府部内でおもになつてている様子がうかがわれます。

九ページの資料をごらんいただきたいと思います。これは、政府広報室の方、下の方はお気の毒ですからわざとお名前を隠してありますけれども、本物でございます。

井上秘書官と打ち合わせした結果、竹中大臣に次のように秘書官から伝えてもらうことになりますが、こういふことになります。

大臣は、本の緊急出版をするべく、懇意の編集者に口述筆記させることを、二十一日のレクで口走つており、その「編集料」を、広報予算で面倒をみてもらいたい、とのことであつた。が、これについては、会計課とも相談したが、「全く」無理。結局、「買い上げ」しかりえない。よつて、出版社からその編集者に結果として払つてもらうしかありません。

なお、その場合、税金を投入するのだから、大臣のポケットに原稿料がはいるのは、避けるべきことも伝え、あわせて大臣に伝えてもらうこととなつた。

これは極めて正常な感覚でお話をされているんですね。

自分で書く暇がないから口述筆記にしたので、本来ならば自分の印税から口述筆記代を出せばいいところを、実質的に広報室に面倒を見てくれ、こういうふうに竹中さんの方が要求し、それを、その方法について、直接広報予算で出すのは、これは大臣の本業に別途お金を出すようなものだからできない、だから、やるとすれば買い上げしかないんだということを、だけれども買い上げの方が目立つとか後でやりとりがあるんですが、こういうことを言つているんですね。

そこで、何度かやりとりがありますが、実質的に面倒を見てもらいたいという言葉が大臣サイドから出されて、実質的にというのは怖いんですけどもねと言つているんですね、政府広報室の方は。そういう話がある。

これは私は、本来、広報、いわゆる政府の民営化政策の広報は大臣の本業ですから、これで原稿料あるいは印税を取ること自体が何か割り切れないなと思うのですが、口述筆記代まで税金で持たせようなんというのはとんでもない話だと思ひますが、こういう事実はありますか、竹中さん。

○竹中國務大臣 それは今、政府の内部で、内部の方かどうか知りませんが、どういうやりとりをしたかというのは私は存じ上げません。

ただ、もうこれは当然おわかりのように、私が今回は P.H.P. で出版をいたしました。私が P.H.P. で出版をするに当たつて、その編集料を政府がお金を出すなんということはあり得ない話でありますし、そんなことはしておりません。また、私が P.H.P. から出した本を政府が買い取るなどといふことも、もちろん全くしております。

私は、これは説明責任の一環として、本屋に一冊も、一冊もというか、最近の郵政の本がない、したがつて、私が正月休みを返上して、P.H.P. の編集者にも手伝つていただいて本を仕上げた。これはあくまでも私が民間出版を行つたものでござりますから、これは一切政府の方から、広報予算等々から、政府が買い取つたり編集料を払つたりしたという事実は全くございません。

○五十嵐委員 そうなんです。広報室から抵抗を受けたものだから、広報室は結局編集料は出せない、それから買い上げも難しい、そういうお返事だつたのであります。

そこで、何度かやりとりがありますが、実質的に面倒を見てもらいたいという言葉が大臣サイドから出されて、実質的にというのは怖いんですけどもねと言つているんですね、政府広報室の方は。そういう話がある。

これは、この文章がうそだと言つたんだつたら、続けて書いてある九ページのテレビキャラバン関係で、電通を入れての井上秘書官との調整結果と

してのこの日程はうそですか。日程調整はうそですか。見てください。お答えできる人がいたらどうでも、秘書官でも、あれでも結構ですよ。

この井上秘書官との調整結果の、大臣日程はほ

かの人にはわかるはずがありませんから、大臣日程は私たちが勝手につくるわけにいきませんから。

この日程は事実ですか、事実と違いますか。

○竹中國務大臣 ちょっと、すぐにこれはわかりませんでけれども、山梨に行つたというのことは事

実でございますが、ここに書いてある何か箱根発とかというのは、私は箱根に泊まつた覚えは、このときは泊まつていないとと思うんですが、これは、今はちよつとわかりません。確認はできません。

○五十嵐委員 それでは、確認してください。この日記ではありますから、こういう予定になりますといふことなので、予定が変更になることもありますといふことなれば、これは実際の、実質的に、

日記ではありませんから、こういう予定になりますといふことなれば、これは電通の文書に関連して

○五十嵐委員 それでは、確認してください。この調整結果ですから、これは実際の、実質的に、

日記ではありませんから、こういう予定になりますといふことなれば、これは電通の文書に関連して

○五十嵐委員 それでは、確認してください。この日記ではありますから、こういう予定になりますといふことなれば、これは電通の文書に関連して

まで私たちが創作してつくり上げることはできませんから。この調査結果は、数字の、時間等の、これは確認しようと思えばできると思う。井上さ

○二階委員長 理事会において後刻協議をいたしました。

質問を続行してください。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 結局、どういう方法で実質的に面倒を見たのかはつきりいたしません、結果的に。

しかし、そこで疑わしいのは、ですから、先ほど出てきた知識人対策費というは何でしょかということにまたなつてくるんです。実は、事前に少し調査を私の方でもしているんです。これは、知識人対策というのは、本当にそがわからないですよ、政府側では、予算が余つたときにすぐ使えるように、シンポジウムといいますか、そういう知識人の会議をやるために費用として枠をとっているんだけれども、今年度は、

今年度というか、この年度は使えませんでしたといふふうに言つているという話があるんです。これは本当ですかね。それとも、知識人対策というのがあって、例えばこれは電通の文書に関連して

○五十嵐委員 それは、直接ないという意味ですか。それとも、例えば、広報はほかのグループがありますよね、内閣広報もありますし、あるいは準備室とも連絡はありますから、その経由でも全

く何の連絡も入つていませんか。そんなことはないはずですね。記録が残つてゐるはずです。それは電通から直接にはないのかもしれませんけれども、どこかを経由してこの内容が入つていてるといふことはあると思うんですけど、全く入つていない

○林政府参考人 知識人対策という言葉でござりますけれども、いわゆる有識者の方に御理解いただくという、それは、政府広報の中でいわゆるタ

ーゲット別のことはございましたから、概念としてございますけれども、私どもの今の記憶では、今

五十嵐委員おつしやいましたように、使つてはおりません。

○五十嵐委員 それから、今、電通の枠としてあるのではない

かみたいなお話を聞いて、それはございません。

○五十嵐委員 結局、どういう方法で実質的に面

倒を見たのかはつきりいたしません、結果的に。

急調べたんですが、御指摘の点につきまして確認しましたが、記録は、申しわけございませんが、残つております。ですから、このような連絡があつたかどうかということで、確たる記憶はございません。

○五十嵐委員 それは、直接ないという意味ですか。それとも、例えば、広報はほかのグループがありますよね、内閣広報もありますし、あるいは準備室とも連絡はありますから、その経由でも全

く何の連絡も入つていませんか。そんなことはないはずですね。記録が残つてゐるはずです。それは電通から直接にはないのかもしれませんけれども、どこかを経由してこの内容が入つていてるといふことはあると思うんですけど、全く入つていない

○林政府参考人 知識人対策という言葉でござりますけれども、いわゆる有識者の方に御理解いただくという、それは、政府広報の中でいわゆるタ

ーゲット別のことはございましたから、概念としてございますけれども、私どもの今の記憶では、今

五十嵐委員おつしやいましたように、使つてはおりません。

○五十嵐委員 それから、今、電通の枠としてあるのではない

かみたいなお話を聞いて、それはございません。

○五十嵐委員 結局、どういう方法で実質的に面

倒を見たのかはつきりいたしません、結果的に。

○五十嵐委員 それから、今、電通の枠としてあるのではない

かみたいなお話を聞いて、それはございません。

○五十嵐委員 結局、どういう方法で実質的に面

倒を見たのかはつきりいたしません、結果的に。

○五十嵐委員 結局、どういう方法で実質的に面

倒を見たのかはつきりいたしません、結果的に。

ら、これは政府部内の数字なんですよ、政府部内で流れる数字なんですよ。これはどういう数字なんですか、それでは。

○林政府参考人 申しわけございません。知識人対策というような熟語があるような感じで私が言ったとしたら、それは申しわけございません。

私がさつき申し上げましたのは、私どもはやはり、一般国民という場合もございますけれども、ターゲットとして主婦層とかそういう、考え方としてはやはり有識者の方。知識人対策という言葉は、先ほど言いましたように、ちょっと私が知つていたということの中にはござります。

ですから、そういうことかと思ひますが、ただ、五千万円とつてあつたとか、そういうことは全くございません。

○五十嵐委員 よくわからないんですが、有識者にターゲットを合わせて広報をそれなりに考えておられるといふ御答弁でした。それは、お金を使わないでおやりになるんですか、それともお金を使つておやりになるんですか。

○林政府参考人 あくまでも、国民の皆様、老若男女いろいろな職業の方がおられるという意味では、一律といふこともあり得ますけれども、やはりターゲットを考えてという意味でのもので、当然お金がかかる場合がござります。

ただ、先生お尋ねのは、そういうのが、桟があ

つて、五千万円というようなことではないのかとお尋ねで、それはございませんという意味でございます。

○五十嵐委員 ちょっととよくわからなくなつたんですが、有識者というのは個別の方じやないんですか。有識者というときは、普通は、大学の先生だとかテレビに出てくる評論家だとかコメントーターだとか、そういう方をターゲットと言うならわかるんです。そういう方をターゲットに、政府の考え方を理解してもらうために懇談会を開いたり、あるいは政府広報誌に書いていただいて謝礼を払うとか、そういう方法もあるかもしませんし、そういうことが思われるわけすれども、有識者に御理解をいただくというのは、そういう意味での有識者じやないとおっしゃるんですか。

○林政府参考人 お答えします。

先ほどから私が申し上げていますのは、要するに、ターゲット別の広報ということは私ども曰ごろから考へておるということで、その中で、学者の先生とか一般的に有識者と言われる方々、そちらの方に伝わる広報というのも考へることは一般的論としてあるということですが、先ほどから申し上げておるのは、それが、今回について何か枠があつて、それが電通でとかそういうことは全くないという、ターゲット別という意味での一つであれば、それは日ごろからターゲットを考えているという意味で申し上げておるわけでござります。

○五十嵐委員 いや、だから、ターゲットを考えてターゲットに実際にどうやって伝えるんですか。ターゲットを、ターゲットということは的ですか。

ら、ねらい撃つわけですよね。どうやつてねらうんですか、何をねらうんですか。

○林政府参考人 さつきから申し上げているターゲット別というのは、やはり私ども広報をやつていく上で恐らく基本になると思っております。ですから、若い人に訴えるべきときにはやはりその若い人の接触率が高い媒体を使うとか、そういうような意味で、若い人という一つのカテゴリーがあつてそれがターゲットになる、そういう一般論はあるということを申し上げているわけでござります。

○五十嵐委員 どうもわけのわからぬ答弁で。

それから、なぜその日にちを随意契約をしたのかも、随意契約の日にちをなぜこんなにさかのぼつたのかも全然わかりません、解説ができません。不思議なことだらけでござりますので、引き続きやらせていただきたいと思います。

最後に一点だけ具体的にちょっとお伺いをしたいんですけども、一つは、簡易郵便局というのが全国で四千四百ばかりあつて、そのうち個人が三千三百ぐらいあるんですけど、これは民間なんですね。民間の方々は、十三万ぐらいのお金で、余り金錢的には全く恵まれていらないんですけども、地域のために一生懸命、半分ボランティアでお仕事をされている。この人たちは、民間企業の金もうけのためには、もうそんなことをやるんだから、町へ出でていって別の職業をした方がいいやという方の方が多いと思うんです。

ですから、この民間の簡易郵便局を民間会社になつた郵便局会社が引きとめることはできない。

民民を、これを無理やり法律でつなぎとめてそのネットワークを維持するということはできないはずなんですね。ですから、これは、いわゆるネットワークの水準を維持することを旨とするといつても、全然その法律の枠の中には入らない話、やめたいと言えばやめていかざるを得ないんではないかな、こう思うんです。

現実に、これは民間では、民間といつても個人ではないんですが、私の地元でも一ヵ所、農協さんが受けていましたから、金融は農協のあれですのもともと金融はやっていませんでしたけれども、農協が撤退したら簡易郵便局がなくなっちゃつたんです。本当に地域の人は不便になつています。

「こういうことが大勢起きたんじゃないんですか。要するに、ボランティアのようにやつている簡易局は、それは生協や農協が、いや、漁協が受けようとした人が受けようと、これらを縛ることはできなくて、なくなるときはなくなるんじゃないですか。

ですから、これを、全体のネットワークとして維持することを旨とするといつても、實際には維持できない。ここにも一つの、お得意の詐術があるのではないか。一言だけそのことについて御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○竹中國務大臣 簡易局は、特に地域で大変重要な役割を果たしております。そのとおりで、大変委員の御指摘のとおり重要な役割を果たしていると思います。

○簡易局も、「これは郵便局でござりますから、い

わゆる設置基準が適用されます。」この設置基準で、今、現状維持を旨とするということを明記するつもりでございますので、万が一にも地元の農協が困るということであるならば、それは代替的な別の工夫をするなり、そういう形で設置基準がしっかりと守られていくように、総務大臣の一般監督権限のもとで「これはしっかりと対応していくということがあります。

○五十嵐委員 いやいや、縛るといつても、民間、民間の話だから、やめたいと言つたら、もうそれをとめる手ではないでしょうか」と申上げているんです。

終わります。

○二階階委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 民主党の中塚一宏です。

まずは官房長官にお伺いをしたい。会期延長をして初めての委員会なものですからお伺いしたいのですが、国会が会期制をとつていての趣旨について、政府としてどういうふうにお考えになつていいのかをまずお述べいただきたいと思います。

○細田国務大臣 お答えいたします。

私は、まず初めに申し上げなきやいかぬと思っているのは、今の広報の随意契約の問題もしかりですし、こうやって与党の中でもいろいろな意見がいっぱい出ているわけですね。あらかじめ百五十年ということで会期が設定をされ決まっているなら、ちゃんと審議が十分にできるように、もつと早目に提出をされればいいはずなんですよ。それが、四月の二十七日まで提出自体がおくれてしまつて、そしてこういう形で、審議の時間がなかなか、多数を頼んで会期延長をすることといふのは、それは私は本来の会期制というのとは違うと思うんですね。（発言する者あり）

今、山崎筆頭から、何で審議拒否をしたんだと

いうふうにおっしゃつておられるからちょっとお話をしたいんですが、会期が決まつているからこそ、やはり野党は長く延ばそうとする。そして与党は早くしようとするのは、それは当たり前の話ですね。でも、早くしようというふうに皆さんお考へになつたつて、やはり世論が、関心はあつたつて成立は望んでいないというようなことがあるからこそ、皆さんだつて現実問題として審議を急いでいるわけじゃないということになるわけなんです。

だから、本当は、百五十日たつても審議がいまだに尽くせないということになつたら、一遍国会を閉めて、みんな一度おのの選挙区に帰つて、国民の声、有権者の声をちゃんと聞きましょう、それが本来の国会の持つてゐる会期制の趣旨といふことなんじやないでしょうか。官房長官、いかがですか。（発言する者あり）